

○「農薬原体の製造方法等の変更に係る事前相談に関する指針について」（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 消安第 5807 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>別添 農薬原体の製造場又は製造工程の変更に係る事前相談に関する指針 I・II （略） III 農薬原体の製造場又は製造工程の変更に係る事前相談に必要な試験成績等 1. （略） 2. 試験成績等の提出方法等 <u>1の（1）の①及び1の（2）の①の試験成績は、電磁的記録に係る記録媒体1部を提出し、1の（1）の②及び1の（2）の②の試験成績の概要及び考察は、書面1部及び電磁的記録に係る記録媒体1部を提出すること。</u> <u>1の（1）の①及び1の（2）の①の試験成績は、英語で記載されているものを提出することができる。</u> (削る) 別記様式 （略）</p>	<p>別添 農薬原体の製造場又は製造工程の変更に係る事前相談に関する指針 I・II （略） III 農薬原体の製造場又は製造工程の変更に係る事前相談に必要な試験成績等 1. （略） 2. 試験成績等の提出方法等 <u>(1) 原体規格が設定されている有効成分を含有する農薬原体</u> <u>1の（1）の①の試験成績は、書面2部（登録申請時に試験成績が電磁的記録により提出されている場合には、電磁的記録に係る電磁媒体4部）を提出し、1の（1）の②の試験成績の概要及び考察は、書面1部及び電磁的記録に係る電磁媒体4部を提出すること。</u><u>1の（1）の①の試験成績は、英語で記載されているものを提出することができる。</u> <u>(2) 原体規格が設定されていない有効成分を含有する農薬原体</u> <u>1の（2）の①の試験成績は、書面2部（登録申請時に試験成績が電磁的記録により提出されている場合には、電磁的記録に係る電磁媒体3部）を提出し、1の（2）の②の試験成績の概要及び考察は、書面1部及び電磁的記録に係る電磁媒体3部を提出すること。</u><u>1の（2）の①の試験成績は、英語で記載されているものを提出することができる。</u> 別記様式 （略）</p>

附則（令和3年9月7日）

1. この通知による改正後の規定は、令和3年10月1日以降に行われる事前相談の要請について適用する。